# ライフセービングスポーツ本部管理の規程改正について ~主な修正点~

【今回改正するライフセービングスポーツにおける5規程】

- 1) 基本規程 第5章競技
- 2) 認定競技会規程
- 3) 認定審判員規程及び規程細則
- 4) 競技用キャップに関する規程(新規)

## 1) 基本規程 第5章競技

- ① 認定競技会の審査及び承認の担当者(部署)を定めた。
- ② 認定競技会申請及び募集時に用いる競技会要項の項目を追記した。
- ③ 認定競技会の開催承認の条件に、認定競技会申請時の要項等を用いて募集をする旨を追記した。
- ④ 認定競技会実施後の報告に、開催申請書通りに実施出来なかった場合の旨を追記した。
- ⑤ 認定競技会の主催・共催・後援の審査及び承認の担当者(部署)を定めた。
- ⑥ その他、一部の文言の修正及び追記。

改正前	改正後
〔目的〕第1条	〔目的〕第1条
日本国内において開催される <u>国内大会、</u> 国内競技会及び	日本国内において開催される国内競技会及び国際 <u>競技会</u>
国際大会(以下、「各種競技会」という)の組織並びに運	(以下、「各種競技会」という)の組織並びに運営に関し
営に関しては、本章の定めるところによる。	ては、本章の定めるところによる。
〔競技会の主催〕第3条	〔競技会の主催〕第3条
本協会は、次の競技会を主催する。	本協会は、次の競技会を主催する。
(中略)	(中略)
(8) 全日本ジュニアライフセービング競技会	(8) 全日本ジュニアライフセービング <u>選手権大会</u>
(9) 全日本ジュニアライフセービング・プール <u>競技会</u>	(9) 全日本ジュニアライフセービング・プール <u>選手権</u>
	<u>大会</u>
〔認定の申請〕第8条	〔認定の申請〕第8条
地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライ	地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライ
フセービング協会が、…(中略)…書類を添付した開	フセービング協会が、…(中略)…書類を添付した開
催申請書を提出し、その承認を受けなければならな	催申請書を提出し、その承認を受けなければならな
V,°	い。提出された申請書をもってライフセービングスポ
	ーツ本部が審査及び承認をする。

### 改正前

(第8条続き)

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 次の諸項目を含む競技会要項
  - ① 名称
  - ②主催者とその住所地
  - ③主管者とその住所地
  - ④会期及び会場
  - ⑤参加範囲
  - ⑥参加資格
  - ⑦実施する種目
  - ⑧表彰方法
  - ⑨参加料
  - ⑩その他

### (後略)

〔開催承認の条件〕第9条

前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に 承認した場合は、この限りではない。

- (1) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (2) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (3) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (4) 本協会が定める競技会開催並びに運営に関する諸 規程に従うこと
- (5) 大会会場内及びその周辺に発生した、参加チーム又はその所属員に関する処分事項に関しては、主催者が設置した規律委員会が決定すること
- (6) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

#### 改正後

(第8条続き)

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 次の諸項目を含む大会要項
  - ①名称
  - ②認定競技会の区分(A 種又は B 種認定競技会)
  - ③主催者とその住所地
  - ④主管者とその住所地
  - ⑤会期及び会場
  - ⑥参加範囲
  - ⑦参加資格
  - ⑧実施する種目
  - ⑨表彰方法
  - ⑩参加料
- ①その他<u>(当該競技会に適用する規則、特別種目、等)</u> (後略)

〔開催承認の条件〕第9条

前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (2) 当該競技会の主催者は、本節第8条1項(1)、(2)及び(3)を明記した競技会要項等を使って、開催申請書の通り募集、告知及び実施をすること。本節第8条3項による変更等を行った場合や、公開すべき情報を後から追加する場合は、その都度最新の情報を広く開示すること
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める<u>認定競技会規程のほか、</u>競技会開催 並びに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 競技会会場内及びその周辺に発生した、参加チーム 又はその所属員に関する処分事項に関しては、主催 者が設置した規律委員会が決定すること
- (7) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

### 改正前

### 〔報告義務〕第10条

主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

## 〔主催・共同主催・後援〕第11条

地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会は、… (中略) …書類を添付して申請し、承認を得なければならない。

2 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県 ライフセービング協会は、…(中略)…書類を添付し て申請し、承認を得なければならない。

### (後略)

#### 第3節 国際大会

## 〔総則〕第12条

国際大会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定めるものとする。

#### 〔本協会の専属権限〕第 13 条

本協会は ILS が認めるわが国唯一の代表機関であり、 ILS 加盟国との国際大会に関する折衝は、すべて本協会 が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可し た場合は、加盟団体がこれを行うことができる。

#### 〔国際大会の開催の制限〕第14条

国際大会は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して大会を組織し、又は主催することはできない。

#### 改正後

#### 〔報告〕第10条

主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

(1) 競技会の概況

天候不順などの理由により、開催申請書通りの実施が 出来なかった場合は、その旨を併せて報告すること。

- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

〔主催・共同主催・後援〕第11条

地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会は、… (中略) …書類を添付して申請し、承認を得なければならない。提出された書類をもって理事会が審査及び承認をする。

2 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県 ライフセービング協会は、…(中略)…書類を添付し て申請し、承認を得なければならない。<u>提出された書</u> 類をもって理事会が審査及び承認をする。

### (後略)

## 第3節 国際競技会

## 〔総則〕第12条

国際競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定めるものとする。

## 〔本協会の専属権限〕第13条

本協会は ILS が認めるわが国唯一の代表機関であり、 ILS 加盟国との国際<u>競技会</u>に関する折衝は、すべて本協 会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可 した場合は、加盟団体がこれを行うことができる。

#### 〔国際競技会の開催の制限〕第14条

国際競技会は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して<u>競技会</u>を組織し、又は主催することはできない。

## 2) 認定競技会規程

- ① 第6条として、認定競技会で適用する競技規則の詳細について定めた。 ポイントは、「認定競技会の申請後に新しい競技規則が発行された場合の運用」について。
- ② 第6条挿入により、既存の第6条以降を第7条、第8条、と以後同様に変更した(対比表は割愛する)。
- ③ その他、一部の文言の修正及び追記。

改正前	改正後
(承認の条件) 第5条	(承認の条件) 第5条
(中略)	(中略)
2 プール競技の A 種認定競技会を行う場合は、ライフ	2 プール競技の A 種認定競技会を行う場合は、 <u>本協会</u>
セービング競技規則で定めるプール施設規格に <u>準じ</u> 、か	が発行するライフセービング競技規則(以下「競技規則」
つ認定審判員のうちタイムキーパーについては、別表認	という)で定めるプール施設規格に合致し、かつ認定審
定審判員配置の役職及び推奨人数で定める人数を配置	判員のうちタイムキーパーについては、別表認定審判員
すること。	配置の役職及び推奨人数で定める人数を配置すること。
*新設*	(適用する競技規則)第6条
	認定競技会は、原則として最新の競技規則を適用しな
	<u>ければならない。</u>
	2 認定競技会の申請を行った日(申請日)よりも後
	に新たな競技規則が発行された場合は、次の通りとす
	<u>3.</u>
	(1) 新たな競技規則の発行日から当該競技会の開催日
	までの間が3ヶ月以内の場合、認定競技会の申請日の
	段階で最新であった競技規則を用いることができる。
	この場合であっても、A 種認定競技会にてプール競技
	における日本記録を更新した場合は、認定の対象とな
	<u> 3.</u>
	(2) 新たな競技規則の発行日から当該競技会の開催日
	までの間が3ヶ月以後の場合、原則として新たな競技
	規則を適用する。
	3 競技規則には、以下を含む。
	・ライフセービング競技規則
	・短水路プール競技
	<u>・ジュニア/ユース競技規則</u> 
第 <u>6</u> 条	<u>(開催後の報告)</u> 第 <u>7</u> 条

(中略)

2 期日までに報告が無ければ、当該競技会での日本記録、認定審判員参加履歴を取り消すことがある。

(中略)

2 期日までに報告が無ければ、当該競技会での日本 記録、認定審判員参加履歴を<u>認定できない</u>ことがあ る。

## 改正前

(日本記録の認定) 第7条

認定競技会において、プール競技における日本記録を突破した場合の扱いについては、次の通りとする。

(1) A 種認定競技会

認められる。但し、<u>本協会</u>競技規則<u>第2章2.5.2.日本</u> <u>記録</u>に則り、主催者より本協会<u>競技運営・審判委員会</u> へ申請をすること。

(後略)

(実施競技種目)第13条

認定競技会における実施競技種目は、<u>本協会</u>競技規則 に掲載される競技種目を一定の割合以上実施しなけれ ばならない。その割合は次の通りとする。

(中略)

- 2 本協会競技規則とは、次のことを指す。
- ・ライフセービング競技規則
- ・ジュニア大会用オーシャン競技規則
- ・短水路プール競技規則

改正後

(日本記録の認定)第8条

認定競技会において、プール競技における日本記録を 更新した場合の扱いについては、次の通りとする。

(1) A 種認定競技会

認められる。但し、<u>日本記録の認定を受けるために</u> は、競技規則に則り、主催者より本協会へ申請をする こと。

(後略)

(実施競技種目)第 14 条

認定競技会における実施競技種目は、競技規則に掲載 される競技種目を一定の割合以上実施しなければなら ない。その割合は次の通りとする。

(中略)

\*削除\*

新設第6条の3項へ、文言を修正し、移動

## 3) 認定審判員規程及び規程細則

- ① 規程:審判員の活動の一つとして、「C級認定審判員養成講習会並びに審判員研修会に指導員として参加すること」を追記した(JLAアカデミー指導員と同じく、審判員の指導員として活動するためには、該当する資格登録費を納めること)。
- ② 規程細則: C級審判員養成講習会の検定試験における、問題数と合格基準の表現を修正した。
- ③ その他、一部の文言の修正及び追記。

## 認定審判員規程

改正前	改正後
(登録費) 第7条	(登録費)第7条
(中略)	(中略)
2 登録費は、認定審判員資格取得後の翌年度から、	2 登録費は、認定審判員資格取得後の翌年度から、
審判員として活動する当該年度毎に納めるものとす	審判員として活動する当該年度毎に納めるものとす
る。「審判員として活動する」とは、本協会が主催また	る。「審判員として活動する」とは、 <u>以下のことを指</u>
は認定する競技会に競技役員として参加すること、及	<u>す。</u>
び本協会競技運営・審判委員会が開催する審判員研修	<u>(1)</u> 本協会が主催または認定する競技会に競技役員と
会に参加すること、を指す。	して参加すること <u>。</u>
	(2) 本協会競技運営・審判委員会が開催する審判員研
	修会に参加すること <u>。</u>
	(3) C級認定審判員養成講習会並びに審判員研修会に
	<u>指導員として参加すること。</u>

## 認定審判員規程細則

	<del>-</del>
改正前	改正後
(検定試験) 第6条	(検定試験) 第6条
C級認定審判員養成講習会の検定試験は筆記試験と	C級認定審判員養成講習会の検定試験は筆記試験と
し、選択式 <u>また</u> は記述式 <u>で 30 問</u> とする。	し、選択式 <u>又</u> は記述式とする。
2 検定試験において <u>30 問中 24 問</u> 以上正解した者を	2 検定試験において全体の8割以上正解した者を合
合格 <u>者</u> とする。	格とする。
(後略)	(後略)

### 4) 競技用キャップに関する規程(新規)

「オーシャン競技用」1 つとなる。

- ① 競技におけるキャップの登録に関する規程は、NPO法人時代の「キャップ登録に関する規程」で止まっており、その内容も大幅に見直しが必要であったことから、公益財団法人名義として新しく規程を作成した。
- ② 「競技用キャップに関する規程」は、以下の6つの規定等で構成される。

基本規定 : 基本的なルールを定めたもの

キャップ登録手順規定 : 登録をするための手順を定めたもの キャップデザイン規定 : デザインの構成について定めたもの

キャップ審査規定 : 審査の基準や承認できないものについて定めたもの

競技会でのキャップ使用規定 : 競技会での使用について定めたもの

その他 : キャップデザインの利用及び免責事項 ③ プール競技用キャップの登録制度を廃止することとした。

プール競技は原則として「レーン」が固定であり、もし類似するキャップであったとしても、テクニカルオフィシャルによるチームの判定は容易である(オーシャン競技のように混在しない)ことから、チームの全員が同一のデザインであることを前提に、登録制度を無くす。よって、今後のキャップ登録は

④ 競技用キャップの管理として、登録管理番号制度を用いることとした。

登録管理番号は、ILS 登録のコードをもって運用を行う予定。

Club Register: Club Codes and Caps of the World https://www.ilsf.org/lifesaving-sport/clubs-register/

⑤ キャップデザインの権利は、当該クラブや当該団体のものである。それに伴って、キャップデザインの利用や免責事項を定めた。

\*新規の規程となるため、対比表は割愛する。別紙「競技用キャップに関する規程」を参照。